

平成 18 年 12 月 18 日

金融庁 検査局総務課調査室 御中

全 国 銀 行 協 会

バーゼル 実施に対応した金融検査マニュアル改訂案
に対する意見の提出について

今般、当協会では、平成 18 年 11 月 16 日に公表された標記案に対する意見を別紙のとおりまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

各チェックリスト(案) 共通の意見 / 質問・確認事項

項番	意見/ 質問・確認	【コメントの対象】	該当頁および該当項目	意見	理由等
1	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	2頁 1	「特に担当取締役は、(中略)具体的な方策を立案・検討しているか。例えば、担当取締役は、(中略)方法の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。」とあるが、「担当取締役」について、リスク管理を担当する役員は、「取締役」のみならず、執行役員制度における「執行役員」も認めていただきたい。	執行役員制度を採用している組織においては、最終責任は執行役員を選任する取締役会にあるものの、リスク管理という業務執行の責任者については、必ずしも取締役ではなく、業務執行を担当するべく取締役会で選任された執行役員が就任しても問題ないと考える。 また、各リスクカテゴリーの責任者には、必ずしも取締役ではなく執行役員が就いている場合も多く、本項目で求めている機能発揮にあたっては、執行役員も含めた統括責任者の役割とすることが妥当ではないかと考える。 ただし、当該執行役員に担当するリスク管理全般に係る情報が集まっているか、取締役会に業務の執行状況が十分報告され、取締役が相互牽制できる状況にあるか等、付帯条件があることを前提とすることは認識している。
2	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	2頁 1	「具体的な方策を立案・検討しているか」を「具体的な方策を立案・検討する態勢を整備しているか」に、「それを補う方策を検討しているか」を「それを補う方策を検討する態勢を整備しているか」に変更していただきたい。	担当取締役のみならず、管理者、リスク管理部署等が複合的に役割分担すべきものとする。
3	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	3頁 1 3頁 1 2頁 1	「方針策定プロセスの有効性を検証」とは、具体的に何をすることを求めているのか、明確化していただきたい。 取締役会が策定途上でいつどのようなことを検証したのかを恒常的に証跡に残すことを求めているのではなく、策定された方針が不十分であると認められた場合、取締役会自体の関与方法・内容に問題が無かったかを検査官が議事録、会議資料、取締役との面談等を通じて確認するという解釈でよいのか。	
4	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	3頁 2 別添1の参考事項2	「リーガルチェック等を経て、統合的リスク管理方針(又は、自己資本管理方針、オペレーショナル・リスク管理方針)に合致することを確認した上で」とあるが、上位規程との整合性について当該リスク所管部で確認する場合、当該リスク所管部のコンプライアンス担当者に限定せず、当該リスク所管部のだれであってもよいと解釈できるようにすべきである。	規程類の整合性の確認については、各リスク管理部署にて自ら行えばいいものであり、コンプライアンス担当者が実施しなければならないものではないと考える。 法的リスクの観点から必要である場合は、規程類の整合性確認とは別に、法務部等が実施すべきものとする。 したがって、規程類の整合性を確認すること、および、必要に応じて法的リスクに関しては法務部等がカバーすることによって、「リーガルチェック等」の趣旨を満たすことができると考えられる。
	意見	自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	3頁 2	「取締役会等は、自己資本管理規程についてリーガルチェック等を経て、自己資本管理方針に合致することを確認した上で承認しているか」とあるが、これは、リーガルチェック等で自己資本管理方針に合致することを確認させることにより取締役会等として合致を確認するということを意味しているのか。 そうであるならば、リーガルチェックは法的側面の検討を行うものであり、自己資本管理規程が自己資本管理方針に合致しているかについて法的側面の検討が必要とは思えないため、当該「リーガル・チェック等を経て」は削除していただきたい。 また、違う意味であるならば、その意味を明確にしていきたい。	

各チェックリスト(案) 共通の意見 / 質問・確認事項

項番	意見/ 質問・確認	【コメントの対象】	該当頁および該当項目	意見	理由等
5	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	3頁 2、6頁 1 2頁 2、6頁 1	取締役会等が定める内部規程の取り決めについては、金融機関が重要性を判断して取締役会等の承認を得る取り決めを内部規程に記載し、実務レベルの手順等の重要性が低い取り決めについては、当該リスク管理所管部長等により定めることを否定するものではないとの理解でよい。	
6	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	4頁 2 () 3頁 2 ()	「内部規程・業務細則等を周知し」を「内部規程・業務細則等を周知させ」に変更していただきたい。	取締役会等のみならず、管理者、リスク管理部署等が複合的に役割分担すべきものを踏まえた、組織上の役割分担があるべきで、取締役会が自ら周知するのは現実的ではないため。
7	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	4頁 2 4頁 2 4頁 2	本項目は、「経営管理(経営陣による統制)態勢」の「内部監査態勢の整備・確立状況」とも重複することから、実際の検査ではどのように運用されるのか確認したい。 なお、金融検査評定制度においては、二重に評価することのないように配慮いただきたい。	
8	質問・確認	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	4頁 2 4頁 2 4頁 2	内部監査実施要領に明確に記載すべきと列挙された項目を含め、統合的リスク管理に関する内部監査・自己資本管理に関する内部監査・オペレーショナル・リスクの総合的な管理に関する内部監査を、毎年必ず実施すべきであるということではないとの理解でよい。	現行の金融検査マニュアルにも記載されている通り、内部監査は、銀行の「全ての業務を監査対象」とした上で、「リスクの種類・程度に応じて効率的かつ実効的に実施するものである。その為に、銀行全体を俯瞰してリスクアセスメントを行い、限られた監査資源を効率的に配分する等の運営を行っているが、銀行のリスクプロファイルは銀行毎に異なり、何を内部監査の実施対象とするかは、一律的に定められるものではないため。
9	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	4頁 2 4頁 2	例示されている項目は、「個別項目」記載の点とも重複しているとの印象があるため、整理したうえで、「個別項目」には、ここで例示されている項目に加えて必要となる事項を記載するなど、表現を工夫していただきたい。	
	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	4頁 2 4頁 2	(統合リスク管理態勢) 本文中、「例えば、以下の項目については、内部監査実施要領に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。」として、 ・統合的リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性 とあるが、内部監査はリスクアセスメントをベースに対象範囲を設定しプロセスチェックを行うものであり、データの正確性・完全性等の深度・範囲については十分な検討が必要。 (自己資本管理態勢) 本文中、「例えば、以下の項目については、内部監査実施要領に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。」として、 ・自己資本充実度の評価で利用されるデータの正確性及び完全性 とあるが、内部監査はリスクアセスメントをベースに対象範囲を設定しプロセスチェックを行うものであり、データの正確性・完全性等の深度・範囲については十分な検討が必要。	・現行金融検査マニュアルにおいても「リスク管理共通 内部監査1代表取締役及び取締役の内部監査に対する認識及び方針等(2)内部監査機能を果たすための組織構造の構築」でも「内部管理態勢等の適切性・有効性を検証するのが内部監査部門」と定義されており、プロセスチェックが中心と考える。

各チェックリスト(案) 共通の意見/質問・確認事項

項番	意見/ 質問・確認	【コメントの対象】	該当頁および該当項目	意見	理由等
10	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	4頁 2 4頁 2 4頁 2	取締役会等が策定させた上で承認する「内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領及び内部監査の実施計画」については、現行マニュアルどおり監査方針及び重点項目等の内部監査計画の基本事項を意図するものであり、細目については部門長以下が承認することも可能であることを確認させていただきたい。	
11	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	4頁 2 4頁 2 4頁 2	「規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証」とは、具体的に何をすることを求めているのか、明確化していただきたい。 取締役会等が規程・組織体制を整備する上でいつどのようなことを検証したのかを恒常的に証跡に残すことを求めているのではなく、規程・組織体制が不十分であると認められた場合、取締役会等自体の関与方法・内容に問題が無かったかを検査官が議事録、会議資料、取締役会等の構成メンバーとの面談等を通じて確認するという解釈でよいのか。	
12	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	5頁 3(1) 5頁 3(1) 4頁 3(1)	「その原因となる態勢上の弱点を適切に検証しているか。また、」を削除していただきたい。	当該文章は、前の3(1)【統合的リスク管理(又は、自己資本管理、オペレーショナル・リスク管理)の分析・評価】に包含される内容であり、【原因の検証】にも重複的に記載される必要性が認められないため。
13	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	5頁 3(1) 5頁 3(1) 4頁 3(1)	「分析・評価プロセスの有効性を検証」とは、具体的に何をすることを求めているのか、明確化していただきたい。 取締役会等が分析・評価する上でいつどのようなことを検証したのかを恒常的に証跡に残すことを求めているのではなく、当該リスク管理の分析・評価が不十分であると認められた場合、取締役会等自体の分析・評価への関与方法・内容に問題が無かったかを検査官が議事録、会議資料、取締役会等の構成メンバーとの面談等を通じて確認するという解釈でよいのか。	
14	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	5頁 3(2) 6頁 3(2) 5頁 3(2)	「改善プロセスの有効性を検証」とは、具体的に何をすることを求めているのか、明確化していただきたい。 取締役会等が問題点を改善する(または「させる」)上でいつどのようなことを検証したのかを恒常的に証跡に残すことを求めているのではなく、改善状況が不十分であると認められた場合、取締役会等自体の改善への関与方法・内容に問題が無かったかを検査官が議事録、会議資料、取締役会等の構成メンバーとの面談等を通じて確認するという解釈でよいのか。	
15	質問・確認	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	全般	「取締役会等」の範囲については、上級管理職(リスク管理担当役員)を含むと理解するがそれでよいのか。	改訂案の内容と、バーゼル委員会における「オペレーショナルリスクの管理と監督に関する実務指針(サウンド・プラクティス・ペーパー)」の諸原則を比較した場合、改訂案における「取締役会等」の責任・役割は、サウンド・プラクティス・ペーパーにおける「上級管理職」の責任・役割に概ね相当すると思われるため。

各チェックリスト(案) 共通の意見 / 質問・確認事項

全国銀行協会

項番	意見/ 質問・確認	【コメントの対象】	該当頁および該当項目	意見	理由等
16	質問・確認	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	3頁 2 別添1の参考事項2	「リーガル・チェック等」にはコンプライアンス統括部門から任命を受けた統合的リスク管理部門のコンプライアンス担当者(いわゆるコンプライアンスオフィサー等)によるコンプライアンス・チェックも含むとの理解でよいか。	
17	質問・確認	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	6頁・ 7頁・ 6頁・	左記該当項目表題をはじめ、本検査マニュアルにおける「管理者」の定義は、現行金融検査マニュアル「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の備考注記(「管理者」とは)のとおり、バーゼル銀行監督委員会文書「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」(2006年2月改訂)および「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」(1998年9月)で定義された「上級管理職」(Senior management)に整合するものであることを確認したい。	マニュアル改訂案で「管理者」の定義が明記されていないが、内部格付手法採用行はバーゼル 規制が求めるガバナンスを国際的にみて遜色のないレベルで確保する必要があり、かかる観点から金融検査マニュアルにおける「管理者」の定義、考え方が左記のとおりバーゼル銀行監督委員会の見解と整合的であることをあらためて確認したいため。
18	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	11頁 1(1)() 11頁 2(1)()	「また、当該対象外のリスクに対しても十分なリスク資本を配賦しているか。」を削除していただきたい。 削除できない場合には、以下の通り修正していただきたい。 <修正案> 「また、当該対象外のリスクに対する管理態勢も勘案して自己資本の十分性を定性的に判断し方針を策定しているか。」	通常は、計量が困難であるものを計量対象外とするため、十分な資本とはどの程度か判断できないため。 合理的な理由があり、計測対象外とした場合、「十分なリスク資本」の定量的な判断基準がないため、定性的な判断でも可と考える。
19	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	12頁 1(3) 12頁 2(3)	監査範囲の4点目「経営陣向けの情報システムに遺漏が無いこと」は「経営陣向けの情報システムの構築の適切性」と変更していただきたい。	情報システムの完全性を内部監査部門が検証することは、一部分を抜き出して検証することは可能ではあるが、システム全体を検証することは多大な負担であり、執行部門と同じ内容の業務をダブルで行うことになりかねないため、従って、各々「構築の適切性」とした表現が適切ではないかと考える。
20	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	12頁 1(3) 12頁 2(3)	本項の主体は「管理部門」と考えられるため、 :13頁 1(5)【統合リスク計測手法等の検証態勢及び管理態勢】 :13頁 2(5)【計量手法等の検証態勢及び管理態勢】 において各々記載すべきである。	記載すべき項目を整理するため。

統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)への意見/質問・確認事項

全国銀行協会

項番	意見/質問・確認	【コメントの対象】	該当頁および該当項目	意見	理由等
1	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	2頁 1	「上記の方針及び具体的な方策についての分析・検討を行い」を「経営方針に則り」に変更していただきたい。	取締役会が定めるリスク管理態勢の最上位規程であるリスク管理方針に従い、担当取締役は具体的な方策を検討するのであり、上下関係が逆ではないかと考えられるため。
2	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	2頁 1	リスク管理方針に定める項目の例として挙げている、「取締役及び取締役会等の役割・責任」を「取締役会等の役割・責任」に変更していただきたい。	本マニュアルの内容を踏まえ、各リスク管理方針においては、取締役会及び取締役会以外の取締役会等の役割・責任を明確化すればよいのではないかと考えられるため。
3	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	3頁 1 他	「新規業務」、「新規商品」と「新規外部委託」については、後者を別途オペレーショナルリスク管理態勢等、他のリスク管理態勢で記述していただきたい。	銀行にとって業務範囲を拡充する「新規の業務の開始」及び「新規の商品の取り扱い」と、既存業務内で全部又は一部の業務を外出する「新規の外部委託等」とでは、検証すべきリスクの観点は異なるものの、その後のモニタリングの必要性等において両者に差が出ることを踏まえ、後者は別途オペレーショナルリスク管理態勢等、他のリスク管理態勢における外部委託管理態勢にまとめて記載した方がわかりやすい。また、前者と後者を別体系にするか、同一体系にするかは金融機関の判断に委ねていただきたい。
4	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	11頁 1(2) (i) 12頁 1(2)	「取締役及び取締役会」を「取締役会等」に変更していただきたい。また、1(2)の表題にある「取締役等及び取締役会」および1(2)の表題にある「取締役等」についても、「取締役会等」に変更していただきたい。	3頁 2に記載されたとおり、リスク管理態勢を整備するのは取締役会等の役割であり、本項目はそれとの整合性を確保するべきものとする。
5	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	12頁 1(2) (iii)	「統合リスク管理担当取締役」について、リスク管理を担当する役員は、「取締役」のみならず、執行役員制度における「執行役員」も認めていただきたい。	執行役員制度を採用している組織においては、最終責任は執行役員を選任する取締役会にあるものの、リスク管理という業務執行の責任者については、必ずしも取締役ではなく、業務執行を担当するべく取締役会で選任された執行役員が就任しても問題ないとする。但し、当該執行役員に担当するリスク管理全般に係る情報が集まっているか、取締役会に業務の執行状況が十分報告され、取締役が相互牽制できる状況にあるか等、付帯条件があることを前提とすることは認識している。
6	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	12頁 1(2) ()	「取締役等」を「取締役」に変更していただきたい。	1(2) (ii)との整合性をとるため。

統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)への意見/質問・確認事項

全国銀行協会

項番	意見/ 質問・確認	【コメントの対象】	該当頁および該当項目	意見	理由等
7	質問・確認	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	2頁 1	明確に記載すべきと列挙されている項目を全て包含する統一した「統合的リスク管理方針」を作成する必要はなく、複数の方針等において網羅的に定められていればよい、との理解でよいか。	「方針」の構成は各金融機関が実状にあわせて適切なものとすべきである。また、組織態勢に関する方針等、統合リスク管理方針とは別に定めている場合が通例であるものが含まれているため。
8	質問・確認	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	2頁 1	「取締役会は、(中略)関連部署等に一任することなく、方針を定め、組織全体に周知しているか」とあるが、「関連部署に一任することなく」と定められていない場合は、会社法に認められた範囲で、かつ取締役会で事前に明確に委任する旨を定めていれば、一任は許容されるとの理解でよいか。	
9	質問・確認	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	3頁 2 6頁 1	統合的リスク管理に関する取り決めを全て包含する統一した「統合的リスク管理規程」を作成する必要はなく、複数の規程等において網羅的に定められていればよい、との理解でよいか。	「規程」の構成は各金融機関が実状にあわせて適切なものとすべきである。また、組織に関する規程等を各々定めている場合が通例であるため。

自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)への意見/質問・確認事項

全国銀行協会

項番	意見/質問・確認	【コメントの対象】	該当頁および該当項目	意見	理由等
1	意見	自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	2頁 1	以下の通り、修正(案)を提示するので検討願いたい。 取締役会は、経営方針、金融機関全体の戦略目標及び各部門の戦略目標に則り、経営計画を策定し、組織全体に周知させているか。経営計画の策定に当たっては、 <u>リスク・プロファイル及び業務を取り巻く状況を分析し、自己資本充実度の評価を踏まえているか。現在及び将来において必要となる自己資本の額を戦略目標と関連付けて分析し、戦略目標に照らして望ましい自己資本水準、必要となる資本調達額及び適切な資本調達方法を踏まえているか。また、自己資本水準の目標とリスク・プロファイル及び業務を取り巻く状況について、整合性を確保しているか。また、必要に応じ、資本調達額及び適切な資本調達方法を踏まえているか。</u>	「現在及び将来において必要となる自己資本の額を戦略目標と関連づけて分析し、戦略目標に照らして望ましい自己資本水準を踏まえる」は、主要行向け監督指針(III-2-1-1-2-1(3))と同じ記載であるが、1頁目の「検証ポイント」の1つ目の「」で「自己資本充実度の評価」と記載があることから、検査マニュアル上では、「自己資本充実度の評価を踏まえる」とし、表現の一貫性をとるべきと考えられること。 「リスク・プロファイル及び業務を取り巻く状況」と整合性を取るべきものは「自己資本水準の目標」だけでなく、「自己資本充実度の評価を踏まえた経営計画」であること。 経営計画を各年度において策定する時点では、通常は一定の自己資本比率の水準を保っている状況であり、「資本調達額及び適切な資本調達方法を踏まえる」ことは、「必要に応じて」行えばよいこと。
2	意見	自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	3頁 1	以下の通り修正(案)を提示するので検討願いたい。 取締役会は、経営計画、金融機関全体の戦略目標、各部門の戦略目標及び自己資本管理方針に則り、 <u>自己資本充実度の評価を踏まえた適切な自己資本水準の目標を達成するための</u> 資本計画等を策定しているか。資本配賦運営を行っている場合は、リスクに配賦する資本(以下「リスク資本」という。)の算定根拠と各リスク資本枠について、明確に記載されているか。	「適切な自己資本水準の目標を達成するための資本計画等」との記載は、あたかも具体的な資本調達計画や調達方法を想定させること。 資本計画において求められることは、経営計画、戦略目標と自己資本充実度の評価との整合性であると思料されること。
3	意見	自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	3頁 2 ()脚注3	「利益相反等の問題」の意味が不明のため、どのようなことを想定されているのか教えていただきたい。	
4	意見	自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	8頁 1. ()	「管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合う、信頼度の高い自己資本充実度評価システム及び自己資本比率算定システムを整備しているか」とあるが、本項でいう「システム」をパッケージシステムみなすとすると、通常想定しがたいため、本項は削除してほしい。 また、削除できない場合には、一般的コンピュータを指すとしてもその概念が広いので、ここで意味している趣旨を具体的に明らかにしていただきたい。	当該パッケージシステムは通常存在しないと考えられるため。
5	意見	自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	9頁 2(1) () 10頁 2(3)	「前提条件等の不確実性のモニタリング」の意味が不明のため、どのようなことを想定されているのか教えていただきたい。	
6	意見	自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	9頁 2(2) ()	「自己資本充実度の評価において管理対象としないリスクが存在する場合は、その影響が軽微であることを確認しているか」は、削除していただきたい。	銀行が保有するリスクの中には、その影響が軽微でなく、かつ自己資本充実度評価の枠組み以外で管理すべきものも存在するため。 (例:資金繰りリスク)

自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)への意見/質問・確認事項

全国銀行協会

項番	意見/ 質問・確認	【コメントの対象】	該当頁および該当項目	意見	理由等
7	質問・確認	自己資本管理態勢の確認検査用 チェックリスト(案)	1頁 【検証ポイント】第1項目	<p>【検証ポイント】の第1項目として記載のある内容については、以下の理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己資本充実度の評価 (統合リスク管理の手法に基づき)リスクの状況を把握し、これを金融機関の経営体力(自己資本等)と対比することにより、保有しているリスクの健全性・適切性を図ること。 自己資本充実に関する施策の実施 自己資本充実度の評価及び算定された自己資本比率等の状況を、経営計画・資本計画等に適切に反映し、健全性を維持するための必要な施策を実行すること。 	
8	質問・確認	自己資本管理態勢の確認検査用 チェックリスト(案)	2頁 1	<p>経営計画を組織全体に周知させることは、経営計画の詳細(=経営計画そのもの)を周知させるということではなく、その概要等を周知させるという理解でよいか。</p>	<p>経営計画の詳細(=経営計画そのもの)については、必要な役職員が了知すべきものであり、組織全体に周知すべきものではないため。</p>

オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)への意見/質問・確認事項

項番	意見/質問・確認	【コメントの対象】	該当頁および該当項目	意見	理由等
1	意見	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	2頁 1	「上記方針及び具体的な方策についての分析・検討を行い」を「経営方針に則り」に変更していただきたい。	取締役会が定めるリスク管理態勢の最上位規程であるリスク管理方針に従い、担当取締役は具体的な方策を検討するものであり、上下関係が逆ではないかと考えるため。
2	意見	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	2頁 1	リスク管理方針に定める項目の例として挙げている、「取締役及び取締役会等の役割・責任」を「取締役会等の役割・責任」に変更していただきたい。	本マニュアルの内容を踏まえ、各リスク管理方針においては、取締役会及び取締役会以外の取締役会等の役割・責任を明確化すればよいのではないかと考えるため。
3	意見	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	4頁 .2.	監査役への報告態勢について、「取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定し、」と記載されているが、「取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合は、」としたほうがよいのではないかと。	注3にも記載されている監査役の独立性の観点並びに統合的リスク管理態勢及び自己資本管理態勢の確認検査用チェックリストとの平仄を踏まえたもの。
4	意見	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	7頁 1 ()	「統合的リスク管理部門」を「統合的リスク管理部門等」に変更していただきたい。	銀行にとって業務範囲を拡充する「新規の業務の開始」及び「新規の商品の取り扱い」と、既存業務内で全部又は一部の業務を外出する「新規の外部委託等」とでは、検証すべきリスクの観点は重なるものの、その後のモニタリングの必要性等において両者に差が出ることを踏まえ、前者と後者を同一体系にするか、別体系にするか、また、一つの部署で管理するか、複数部署にするかについては金融機関の判断に委ねていただきたい。
5	意見	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	7頁 1 (v)	「管理者は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理を実効的に行う能力を向上させるための研修態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか」とあるが、「管理者は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理を実効的に行う能力を向上させるための研修態勢を整備する等、専門性を持った人材の育成を行っているか」と変更いただきたい。	確かに、専門性を持った人材をヘッドハントした場合でも、当該金融機関における業務特性等を踏まえるためには研修は必要と思われる。然しながら、本邦金融機関における人材育成は、依然としてプロパー社員のジョブローテーションやOJTが占める部分が多い。本マニュアルは検査官が使うものであり、杓子定規な検査が行われないよう、表現には細心の注意を払うべきである。そこで、他の項目(例えば、3頁 2 (i)や11頁 2(2) (iv))と同様に「等」を付すべきと考える。
6	意見	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	8頁 2(1) (ii)	「オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、オペレーショナル・リスクの評価を行う過程で、オペレーショナル・リスク損失事象の発生原因を分析し、当該金融機関に潜在する脆弱性を把握しているか」との記載について、「金融機関に潜在する脆弱性を把握しているか」との表現を見直し、「当該金融機関のオペレーショナル・リスクを網羅的に把握しているか」に修正していただきたい。	「脆弱性」の表現は、金融機関にとっての「致命的欠陥」と受け止められかねず、金融機関が自ら「脆弱性がある」と認定し難しいジレンマに陥る可能性があると思われる。その場合、検証のポイントに述べられた「オペレーショナルリスクを特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減する」というオペレーショナルリスクの管理の趣旨を逸脱したものになる懸念がある。全ての金融機関にとってリスクを幅広く洗い出すインセンティブが働きやすいような表現になるように配慮すべきと考える。 オペレーショナルリスクを評価する際に、顕在しているリスクのみならず、シナリオ分析を用いることにより潜在しているリスクについても評価(=特定)している趣旨を明確にするために、「網羅的に」との表現を追加し、「当該金融機関のオペレーショナル・リスクを網羅的に把握しているか」とするのが適切と考える。
7	意見	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	10頁 1(1)	「外部委託の費用に当たるものを判別する基準を策定しているか」については「外部委託の費用に当たるもの(あるいは外部委託の費用に当たらないもの)を判別する基準を策定しているか」に修正していただきたい。	「外部委託の費用に当たるもの」を全て特定して、役務取引等費用に含まれていることを確認するのは、非常に煩雑な作業となる。 ここでは、「外部委託に該当しないもの」の基準が適切かどうかを確認することでも良いと考える。

オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)への意見／質問・確認事項

全国銀行協会

項番	意見/ 質問・確認	【コメントの対象】	該当頁および該当項目	意見	理由等
8	意見	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	11頁 2(2) (i)、 2(2)	「取締役及び取締役会」を「取締役会等」に変更していただきたい。 また、 2(2)の表題にある「取締役等及び取締役会」および 2(2) の表題にある「取締役等」についても、「取締役会等」に変更していただきたい。	3頁 2 に記載されたとおり、リスク管理態勢を整備するのは取締役会等の役割であり、本項目はそれとの整合性を確保するべきものとする。
9	意見	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	11頁 2(2) (iii)	「オペレーショナル・リスク管理担当取締役」について、リスク管理を担当する役員は、「取締役」のみならず、執行役員制度における「執行役員」も認めていただきたい。	執行役員制度を採用している組織においては、最終責任は執行役員を選任する取締役会にあるものの、リスク管理という業務執行の責任者については、必ずしも取締役ではなく、業務執行を担当するべく取締役会で選任された執行役員が就任しても問題ないと考える。但し、当該執行役員に担当するリスク管理全般に係る情報が集まっているか、取締役会に業務の執行状況が十分報告され、取締役が相互牽制できる状況にあるか等、付帯条件があることを前提とすることは認識している。
10	意見	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	11頁 2(2) (iv)	「取締役等」を「取締役」に変更していただきたい。	2(2) (ii)との整合性をとるため。
11	意見	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	13頁 2(6) ()	計量手法の妥当性検証につき、「…及び内部監査部門は、…」とあるが、「…及び各業務部門から独立した他の組織(例えば、内部監査部門、外部コンサルタント等)は、…」と修正していただきたい。	同頁 2(5)【計量手法等の検証態勢及び管理態勢】における文言との統一性を持たせるため。
12	意見	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	13頁 2(6) ()	計量手法(モデル)に関してのブラックボックスとは具体的に何を意味するのか確認させていただきたい。 「計測手法に関してブラックボックスの部分はないか」については削除、又は「ブラックボックスがある場合には、計測手法の主要な特徴について妥当性を検証しているか。」の文言の追加をしていただきたい。	ブラックボックスの定義が不明確であるため。 ブラックボックス部分が完全になくなることは困難であるため。
13	質問・確認	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	13頁 2(6)	本項目を入れる趣旨を確認させていただきたい。	他のリスクにおいては、これまで、計量モデルの開発業者に関してこのような項目はないはずであり、オペリスクのみにこのような項目を入れる趣旨が不明であることから、趣旨を確認させていただくもの。
	意見	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	13頁 2(6) () ()	「定期的に、開発業者の評価…」 「計測手法の妥当性の検証状況について、定期的に報告…」と定期的な対応が求められているが、「又は必要に応じ随時」の文言を「定期的」の後に追記していただきたい。	「定期的な対応」を全ての開発業者の場合に求めるのは過度な対応であるため。
	意見	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	14頁 2(6) ()	本項は、必ずしも、システム開発業者が定期的な検証を行うことを求めているものではないことを確認したい。 上記事項が確認できた場合、表現の変更を検討願いたい。 例:「システム開発業者が計量手法の妥当性検証を実施する(した)場合、その検証状況について報告を受けられる態勢となっているか」	この表現は、開発業者による定期的な検証を義務付けているかのようにも読める。 ユーザーである金融機関主体の検証となる場合は、開発業者による定期的な検証は必ずしも実施されない。 開発業者において実施する(した)場合の報告態勢を論じるのであれば、そのような趣旨の表現にしていただきたい。

オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)への意見/質問・確認事項

項番	意見/質問・確認	【コメントの対象】	該当頁および該当項目	意見	理由等
14	質問・確認	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	1頁 検証のポイント	オペレーショナル・リスクの総合的な管理とは、「金融機関全体として総合的にオペレーショナル・リスクを特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減すること」と定義しているが、「金融機関全体として総合的に」という箇所が漠然としているため、明確化していただきたい。	「総合的な管理」の定義が不明確なため、確認させていただくもの。
15	質問・確認	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	2頁 1、2	本マニュアル上の「管理者」、1の「オバリスク担当取締役」、「執行役員(オバリスクの管理について業務執行権限を授けられたもの)」とは同じものなのか、異なる場合は、その違いを明示していただきたい。	左記の点不明確なため、確認させていただくもの。
16	質問・確認	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	2頁 1 6頁 1 9頁 2(2)	2頁「2.」の「オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門」、6頁「1.」で定義する「各オペレーショナル・リスク管理部門」、「営業部門から独立したオペレーショナル・リスクの管理を行う部門」は同じものと考えてよいか、確認したい。併せて、6頁「1.」の「オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門において、各オペレーショナル・リスク管理部門を総合的に管理する態勢に関する取り決め」とは、どのような管理を行うことなのか漠然としているため、その定義を明示していただきたい。 また、「オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門」、および、各オペレーショナル・リスク管理部門は、少なくとも、営業部門から独立することが求められているという理解なのかどうか確認させていただきたい。	管理部門という定義が幾つかあり、その定義の差異を確認させていただくもの。
17	質問・確認	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	3頁 2 ()注1	注書の「責任者」の定義・レベル・職責等を確認させて頂きたい。特に、総合的な管理部門を設置せず、「責任者が担当する場合は」との記載があることを踏まえると、その場合には、本検査マニュアルでの管理者の職責(で示されている)は、責任者が行うという趣旨なのかを確認させていただきたい。	「責任者」の定義がなく、その職責等を確認させていただくもの。
18	質問・確認	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	4頁 3(1)	検査マニュアル上、外部監査は「必須」なのか、それとも、「各行の判断で任意に外部監査を実施した場合は」という趣旨なのかを確認させていただきたい。	本検査マニュアル上での考え方を確認させていただくもの。
19	質問・確認	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	7頁 1 () 12頁 2(3) 13頁 2(6)	オペレーショナル・リスク管理システムは、オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものを指すのか明確化していただきたい。 また、また、「2(3)」の4つ目の「」の「経営陣向けの情報システム」、「2(6)」の「オペレーショナル・リスク計量システム」との関係、その定義についても、併せて確認させていただきたい。	定義が不明確なため確認させていただくもの。
20	質問・確認	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	7頁 1 ()	2 ()と平仄を合わせ、本項の書き振りは、「管理者は、オバリスクの総合的な管理を実効的に行う能力を向上させるため、例えば、研修態勢を整備する等として、専門性を持った人材の育成を行っているか」に修正いただきたい。	2 ()との整合性をとるもの。

オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)への意見/質問・確認事項

項番	意見/質問・確認	【コメントの対象】	該当頁および該当項目	意見	理由等
21	質問・確認	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	12頁 2(5)	マーケットリスクに関する現行マニュアルに、統一的な指標が用いられているのは認識しているが、オペリスクに共通した統一的な尺度(指標)とは、どのようなものを指すのか、明示(または例示)していただきたい。	「オペリスクに共通した統一的な尺度(指標)」とは何を指すのか不明確なため確認させていただくもの。
22	質問・確認	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	11頁 2(1)()	「オペレーショナル・リスク計量手法で算出された結果を踏まえ、リスク資本の配賦の方針を策定しているか」との記述について、「リスク資本の配賦」とは、「主要ビジネスラインのオペレーショナルリスクに資本を配賦する手法」と考えてよいのか。 また、「オペレーショナル・リスク計量対象外のリスクがある場合には」との記載は、合理的な理由があれば計量手法で算出しなくとも良いという趣旨なのかを確認させていただきたい。	左記の点が不明確なため、確認させていただくもの。
23	質問・確認	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	13頁 2(5)	一つ目の「・」では「内部損失事象を適切に把握しているか。また、外部情報や業務プロセス等の評価結果から策定したシナリオについても損失事象として考慮しているか」との記載であるが、何故、シナリオについて損失事象として考慮しなければならないのか、その理由を明確にさせていただきたい。	自己資本告示では、損失額の大きい損失事象の発生が合理的に想定され、オペリスク相当額の算出において適切に用いられていればよいとされており、シナリオについても内部損失事象として考慮することまでは求められていない。しかし、検査マニュアル案上の表現では、「シナリオについても内部損失事象として考慮する」ことを求められているとも読むことが可能である。しかし、そのような対応は不可能であるため確認したい。

標準的手法の検証項目リスト(案)への意見/質問・確認事項

全国銀行協会

項番	意見/ 質問・確認	【コメントの対象】	該当頁および該当項目	意見	理由等
1	質問・確認	標準的手法の検証項目リスト(案)	2頁 2	本件は、信用リスクを対象とするもので、マーケットリスクについては該当しないと解釈してよいか。	マーケットリスクにおいては、依頼・非依頼の区別はトレーディングの性格においてそぐわず、現行規制と同様に依頼・非依頼を区別しない格付の使用が妥当と考えられる。マーケットリスクにおいては、依頼・非依頼の確認作業は、トレーディングの性格として基準日ごとに銘柄が異なるため手間が膨大であること、営業上の取引もなくトレーディングでの保有において発行体に確認することは発行体に対する説明において誤解を生じさせる懸念があること。

内部格付手法の検証項目リスト(案)への意見/質問・確認事項

全国銀行協会

項番	意見/ 質問・確認	【コメントの対象】	該当頁および該当項目	意見	理由等
1	質問・確認	内部格付手法の検証項目リスト(案)	1頁 総論部分	「自己資本比率の正確性・客観性を担保する堅固な内部統制」の範囲は「自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト .1.自己資本比率の算定の正確性」をカバーしていると理解してよいか。それと関連して、内部格付手法の検証リスト総論部分に「自己資本比率の正確性・客観性を担保する堅固な内部統制」とあることから、信用リスク管理態勢の具体的な確認目線には、本検証項目リストに加えて、信用リスク・アセット額の算出に用いたデータやシステムの検証などにより計数そのものの正確性・客観性を担保するプロセスも実質的に含まれているという理解で相違ないか確認したい。	総論部分で「自己資本比率の正確性・客観性を堅固な内部統制により担保させる必要」との厳格な記述になっており、重要なポイントと受け止められるが、検証項目リストは基本的に告示の最低要件遵守に係る内容のみ。検証項目リストが総論記載の通り信用リスク管理態勢を具体的に確認するためのものとした場合、「堅固な内部統制」で求められる具体的内容が最低要件に限定されるのか、あるいは信用リスク・アセット計数の正確性・客観性を担保する左記プロセスまで含むのが不明であり確認しておきたい。